



世民律師事務所 SHIMIN LAW OFFICES

NEWSLETTER

全国人民代表大会常務委員会立法計画

2013年9月、中国共産党中央委員会（以下「中央」又は「中共中央」という。）は、第12期全国人民代表大会常務委員会（以下「全人代常務委」という。）による立法計画を承認した。計画に組み入れられた立法項目は、第一類「条件が比較的整っており、任期内に審議を提出する予定の法律草案」（47件）、第二類「迅速に業務を行い、条件が整った場合に審議を提出する必要がある法律草案」（21件）、第三類「立法条件を完全には備えておらず、引き続き検討論証を要する立法項目」の三類に分類される。第一類及び第二類に組み入れられた立法計画の項目は、法律部門の順序に従い列記されているが、法律部門の名称は記載されていない。そのうち第一類及び第二類の立法項目は計68件で、立法計画によって初めて立法任務が三類に区分された【1】。今期の全人代立法業務の目標は、「中国の特色ある社会主義法律体系を絶えず整備する。」ことである。2013年10月30日、第12期全人代常務委は立法業務会議を開催し、我が国の立法業務が直面している新たな情勢について分析を行い、第12期全人代常務委の立法業務に対して全面的な手配を行った【2】。

世民律師事務所は、1999年に設立されたパートナーによる弁護士事務所であり、日本国内、中国国内の日系企業及びその他外資系企業に対して広範囲にわたる法律サービスを提供する総合法律サービス機構で、涉外法律サービスを中心に、経験を絶えず積み、お客様に全方位的な法律サービスを提供しています。

本速報中の情報及び内容に関するご質問・ご相談等は、弊所にご連絡ください。

E-mail : info@shiminlaw.com

上海 +86-21-6882-5007

北京 +86-10-5811-6181

広州 +86-20-3825-1500

大連 +86-411-3960-8570

東京 +81-3-5575-2537

ニューヨーク +1-646-254-6388

フィラデルフィア +1-267-519-8196

¹ 1991年9月に初めて中央の同意を経た立法計画「全人代常委会立法計画（1991年10月—1993年3月）」が公布された。1994年1月、第8期全人代常委会は5ヵ年立法計画を制定し、かつ、中央に報告し同意を経て、立法項目を「任期内に審議を提出するもの」と「起草を検討し、整った場合に審議を手配するもの」の2つの大類に分類した。第8期全人代からは毎年立法計画を制定することによって、立法計画を具体化して審議を手配している。闕珂：「全人代常委会の立法業務回顧」、「中国全人代」2013年第21期をご参照のこと。

² 以下をご参照のこと。：http://www.npc.gov.cn/npc/zgrdzz/2013-12/12/content_1816287.htm。

具体的な第 11 期及び第 12 期の全人代常務委立法計画対比表については、下記のメールアドレスまでお問い合わせください。

info@shiminlaw.com

弊所の声明

本速報は、弊所のクライアントを含むがこれに限らない第三者に対して最新の法律面での情報を提供するためにのみ使用されるものとし、かつ、効力を有する法律意見書ではない。弊所の発行する正式な法律意見書の確認を経ずに、本件速報の内容を、会社の方策決定を含むがこれに限らない特定の状況下で有効な法的根拠として引用してはならない。

